

第11次笠間市交通安全計画の概要

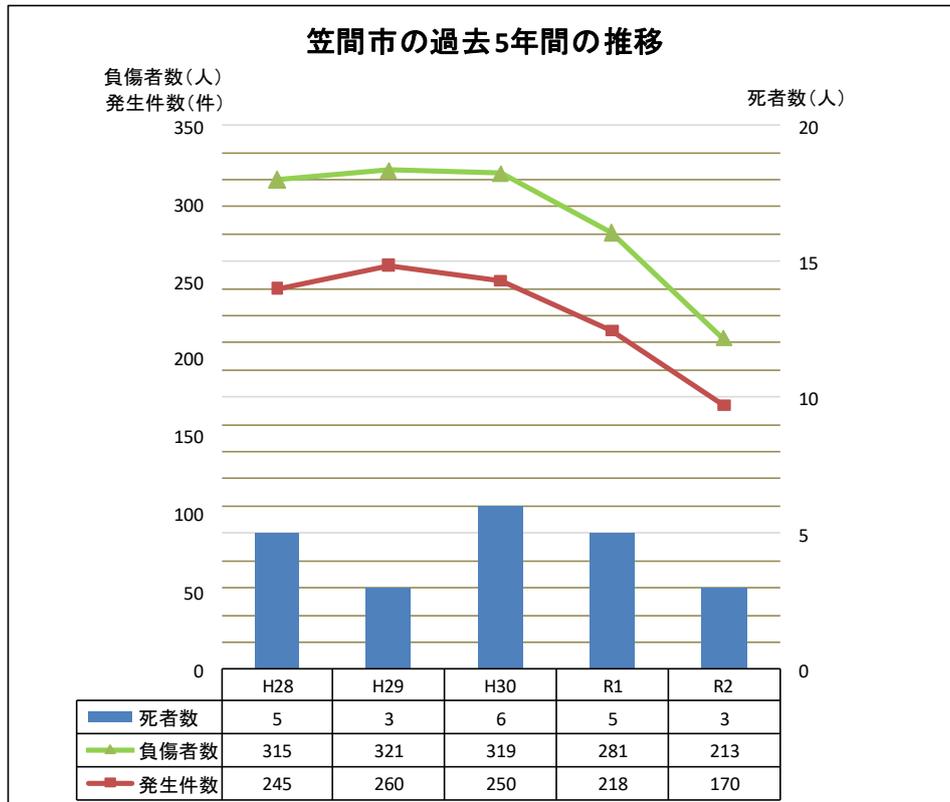
計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

基本方針

- ◆人命尊重の理念に基づく交通安全意識の普及
- ◆人優先を基本とした安全な道路交通社会の実現
 1. 人に係る安全対策・・・小中学生の自転車利用の技能と知識習得
 2. 交通機関に係る安全対策・・・事業所の安全運転管理
 3. 交通環境に係る安全対策・・・人優先の交通環境の整備

目標

- ◆年間の交通事故死者数を令和7年までに「0」を目指します
- ◆年間の交通事故発生件数を令和7年までに「200件以下」を目指します



※参考 茨城県第11次目標値

年間の交通事故死者数 「70人以下」
 年間の交通事故発生件数 「4,400件以下」

第10次笠間市交通安全計画目標値

年間の交通事故死者数 「3人以下」
 年間の交通事故発生件数 「240件以下」

1. 今後の道路交通安全を考える視点（計画の基本的な考え方）

【視点1】

歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

【視点2】

交通安全教育の充実

【視点3】

関係機関、交通ボランティア等との連携の充実

これからの取り組み（講じようとする施策）

2. 交通安全思想の普及徹底

施策・取組み等

- ①段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - 小学生に対する交通安全教育 ⇒ 交通ルール指導、自転車事故加害者の責任
 - 中学生に対する交通安全教育 ⇒ 交通マナー、自転車事故加害者の責任
 - 高齢者に対する交通安全教育 ⇒ 参加・体験・実践型の教育、反射材用品の活用普及
- ②効果的な交通安全教育の推進 ⇒ 交通安全教育指導員による交通安全教育活動の推進
- ③交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - 交通安全運動の推進 ⇒ 団体等が連携した組織的・継続的な展開
 - 横断歩行者の安全確保 ⇒ 車両は歩行者優先、歩行者は横断歩道を渡る等の教育
 - 自転車の安全利用の推進 ⇒ 笠間市自転車活用推進計画による安全教育等の取り組み
 - シートベルト着用の徹底 ⇒ 全座席でのシートベルト着用の徹底
 - 反射材用品の普及促進 ⇒ 歩行者(特に高齢者)への着用促進
 - 効果的な広報の実施 ⇒ 市報・インターネット等の活用、キャンペーン、訪問
 - 飲酒運転根絶の推進 ⇒ ハンドルキーパー運動の普及啓発、根絶キャンペーン
- ④交通ボランティア等の活動支援 ⇒ 資料の提供、リーダーの育成、活動活性化支援

3. 安全運転の確保等

施策・取組み等

- ① 高齢運転者の対策の充実 ⇒ 交通安全教室の充実、運転免許自主返納制度の支援と周知
- ② シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底 ⇒ 着用効果と着用方法を周知し、着用の徹底化
- ③ 安全運転管理の推進 ⇒ 安全運転管理者等の資質・安全意識の向上、車載機器の普及促進・活用策の充実

4. 道路交通秩序の維持

⇒ 自転車無灯火・信号無視等違反行為をさせない環境づくり

5. 救急・救助活動の充実

⇒ 救急・救助体制の強化、応急手当の普及

6. 被害者支援の推進

⇒ いばらき被害者支援センターと協力した支援体制

7. 災害時の緊急措置

⇒ 停電時に使用できる信号機の普及・要望